

意見書第1号

平成31年3月25日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

提出者	高島市議会議員	澤本	長俊
提出者	高島市議会議員	梅村	勝久
提出者	高島市議会議員	福井	節子
提出者	高島市議会議員	高木	広和
提出者	高島市議会議員	大槻	ゆり子
提出者	高島市議会議員	早川	浩徳

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書案の提出
について

上記の議案を別紙のとおり、高島市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出します。

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日種子法が廃止された。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農産物である水稻、麦および大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところである。一方、国内の一部の府県においてはこれまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種子の価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算および関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

滋賀県高島市議会議長 廣本 昌久

提出先

滋賀県知事 あて